

議案第 5 9 号

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法
及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国
管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例
の整理について

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国
との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一
部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制
定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1
号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 6 月 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(さぬき市行政組織条例の一部改正)

第1条 さぬき市行政組織条例(平成14年さぬき市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条 市民部の項第7号中「、外国人登録」を削る。

(さぬき市印鑑条例の一部改正)

第2条 さぬき市印鑑条例(平成14年さぬき市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき、本市の外国人登録原票に登録されている者」を削る。

第4条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に、「ちょう付」を「貼付」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

第5条第1号中「又は外国人登録原票」及び「、又は登録され」を削り、「若しくは名」を「、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)」に改め、「又は氏名」の次に「若しくは通称」を加え、同条第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第3号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第11条第1項第1号中「、又は外国人登録原票から抹消され」を削り、同項第3号中「の変更があつた」を「(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)」の変更」に改め、「除く。)」の次に「があつた」を加え、同条第2項中「第4号」を「同項第3号又は第4号」に改める。

第12条第1項第1号中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

（さぬき市手数料条例の一部改正）

第3条 さぬき市手数料条例（平成14年さぬき市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表中第13項を削り、第14項を第13項とし、第15項から第47項までを1項ずつ繰り上げる。

（さぬき市葬斎場条例の一部改正）

第4条 さぬき市葬斎場条例（平成14年さぬき市条例第138号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考第1項第1号中「、又は外国人登録原票に登録され」を削り、同項第2号中「又は外国人登録原票に登録」を削り、同項第3号中「、又は外国人登録原票に登録され」を削る。

（さぬき市下水道条例の一部改正）

第5条 さぬき市下水道条例（平成14年さぬき市条例第184号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第2号中「又は外国人登録証明書」を削る。

第11条第1号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

附 則

（施行日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（外国人印鑑登録者に係る印鑑の登録の取扱い）

2 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第2条の規定による改正前のさぬき市印鑑条例第2条第1項の規定に基づき印鑑の登録を受けていた外国人（以下「外国人印鑑登録者」という。）であつて、施行日において第2条の規定による改正後のさぬき市印鑑条例第2条第1項の規定に該当しないことにより印鑑の登録を受けることができないこととなるものに係る当該印鑑の登録については、施行日において職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、市長は、速やかに、当該印鑑の登録を受けていた者に対しその旨を通知しなければならない。

3 市長は、外国人印鑑登録者であつて、施行日において住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第4条第1項の規定に基づき住民

票が作成されるものについて、当該住民票が作成されたことに伴い、印鑑登録原票に登録すべき事項に変更が生じたときは、施行日において職権で当該印鑑登録原票を修正するものとする。

議案第60号

さぬき市立学校設置条例の一部改正について

さぬき市立学校設置条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成24年6月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市立学校設置条例の一部を改正する条例

さぬき市立学校設置条例（平成14年さぬき市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表中学校の表さぬき市立大川第一中学校の項を次のように改める。

さぬき市立さぬき南中学校	さぬき市大川町富田西2823番地1
--------------	-------------------

別表中学校の表さぬき市立天王中学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 6 1 号

さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正について

さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 6 月 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例（平成14年さぬき市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「1,000円」を「500円」に改め、同項第2号中「500円」を「250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る重度心身障害者等医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る重度心身障害者等医療費の支給については、なお従前の例による。

議案第 6 2 号

大川広域行政組合の共同処理する事務の変更及び大川広域行政
組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係市と協議の上、大川広域行政組合の共同処理する事務を変更し、別紙のとおり大川広域行政組合規約の一部を変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成 2 4 年 6 月 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

大川広域行政組合規約の一部を変更する規約

大川広域行政組合規約（昭和45年8月26日知事許可）の一部を次のように変更する。

第3条第12号中「及び老人介護支援センター」を「、老人介護支援センター及び訪問介護事業所」に改める。

別表同条第12号の負担金の項中「特別養護老人ホーム」の次に「、訪問介護事業所」を加える。

附 則

この規約は、平成24年10月1日から施行する。

議案第 6 3 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり市道の路線を廃止することについて、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 6 月 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

番号	路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
1	つだがわうがんせん 津田川右岸線	さぬき市津田町 津田字西畑 1778 番 2 地先	さぬき市津田町 津田字南比与田 1979 番地先	1,369.9	2.5 ~ 16.5
2	かくれだに とうせん 隠谷 1 4 号線	さぬき市津田町 鶴羽字隠谷 1035 番地先	さぬき市津田町 鶴羽字相極 970 番 1 地先	638.9	2.7 ~ 20.5
3	こうの 神野 2 6 号線	さぬき市津田町 津田字御座田 450 番 1 地先	さぬき市津田町 津田字御座田 506 番 1 地先	618.2	6.3 ~ 15.6
4	あめたきこうえんきたせん 雨瀧公園北線	さぬき市津田町 津田字南比与田 1959 番 1 地先	さぬき市津田町 津田字南比与田 1975 番 13 地先	644.8	7.6 ~ 46.4
5	あめたきこうえんせん 雨瀧公園線	さぬき市津田町 津田字南比与田 1918 番 11 地先	さぬき市津田町 津田字西畑 1914 番 3 地先	886.7	5.3 ~ 23.6
6	たかまつびがしそくどう とうせん 高松東側道 2 号線	さぬき市津田町 津田字北比与田 2031 番地先	さぬき市津田町 津田字北比与田 2000 番 1 地先	291.4	6.6 ~ 11.9
7	こうえんきたせん 公園北線	さぬき市津田町 津田字南羽立 2512 番 1 地先	さぬき市津田町 津田字南羽立 2326 番 1 地先	550.5	3.2 ~ 11.6
8	なかたに とうせん 中谷 4 号線	さぬき市津田町 鶴羽字中谷 2279 番 3 地先	さぬき市津田町 鶴羽字東良谷 2296 番 2 地先	176.7	0.6 ~ 1.8
9	にしまち 1 3 号線 西町 1 3 号線	さぬき市津田町 鶴羽字薬師寺 48 番 2 地先	さぬき市津田町 鶴羽字薬師寺 24 番 1 地先	192.3	2.5 ~ 7.6
10	にしまち 1 4 号線 西町 1 4 号線	さぬき市津田町 鶴羽字薬師寺 24 番 1 地先	さぬき市津田町 鶴羽字薬師寺 2920 番 8 地先	102.0	4.4 ~ 8.4

番号	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
11	こらの 神野27号線 ごうせん	さぬき市津田町 津田字琴林 88番1地先	さぬき市津田町 津田字琴林 88番1地先	233.8	2.7~4.3
12	こうえんきた 公園北1号線 ごうせん	さぬき市津田町 津田字南羽立 2270番1地先	さぬき市津田町 津田字下川北 2250番12地先	76.0	5.0~11.5
13	きたはら 北原2号線 ごうせん	さぬき市津田町 津田字汐田 2573番1地先	さぬき市津田町 津田字汐田 2571番183地先	374.6	3.1~5.5
14	きたはら 北原7号線 ごうせん	さぬき市津田町 津田字汐田 2571番73地先	さぬき市津田町 津田字汐田 2571番84地先	35.3	1.0~1.5
15	さがし 坂子線 せん	さぬき市 鴨部字池の内 2955番2地先	さぬき市 鴨部字坂子 3398番1地先	1,543.0	3.0~11.2
16	さがし 坂子3号支線 せん	さぬき市 鴨部字坂子 3316番地先	さぬき市 鴨部字坂子 3390番地先	159.9	4.3~6.0
17	さがしひがし 坂子東線 せん	さぬき市 鴨部字坂子 3188番地先	さぬき市 鴨部字坂子 3358番地先	573.4	4.6~7.5
18	にばんいんた 二番インター線 せん	さぬき市 鴨部字南山田 7165番1地先	さぬき市 鴨部字南山田 7126番6地先	615.3	5.8~33.8
19	にばんそくどう 二番側道4号線 ごうせん	さぬき市 鴨部字猿橋 7249番2地先	さぬき市 鴨部字南山田 7231番3地先	256.4	5.5~9.4
20	おれんじ オレンジタウン幹線 かんせん	さぬき市 志度字鳥打谷 5142番1地先	さぬき市 志度字鳥打谷 5068番1地先	450.2	11.6~42.8

番号	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
21	すえひがしうちま とうせん 末東内間2号線	さぬき市 末字東内間 242番6地先	さぬき市 末字東内間 189番1地先	555.9	2.7~12.0
22	おおい とうせん 大井2号線	さぬき市大川町 富田西字平碓 3717番2地先	さぬき市大川町 富田西字平碓 3729番地先	230.4	2.0~16.8
23	とみだにししいしだせん 富田西石田線	さぬき市大川町 富田西字末行 3106番地先	さぬき市大川町 富田西字平蔵 1375番3地先	1,894.2	2.9~10.0
24	ほしごえせん 星越線	さぬき市大川町 富田東字東山 1197番1地先	さぬき市大川町 富田東字釜石 1301番1地先	551.4	7.0~11.3
25	あめたきこうえんひがしせん 雨滝公園東線	さぬき市大川町 富田中字奥柴谷 583番地先	さぬき市大川町 富田中字宮内 226番地先	1,139.6	8.4~20.3
26	よしかね とうせん 吉金3号線	さぬき市大川町 富田西字吉金 121番2地先	さぬき市大川町 富田西字吉金 107番7地先	291.7	6.3~15.6
27	しばたにせん 柴谷線	さぬき市大川町 富田中字奥柴谷 587番19地先	さぬき市大川町 富田中字奥柴谷 584番地先	707.6	5.2~53.5
28	さかえまちつづのどおりせん 栄町筒野通線	さぬき市大川町 富田西字末行 3113番5地先	さぬき市大川町 富田西字末行 3016番6地先	419.6	6.2~10.2
29	いしだぞう た せん 石田造田線	さぬき市寒川町 石田西字小倉 2900番地先	さぬき市寒川町 石田西字中所 640番1地先	5,926.4	9.0~15.2
30	の がみにいかわせん 野神新川線	さぬき市寒川町 神前字遊良 1783番2地先	さぬき市寒川町 神前字新川 2111番1地先	798.8	5.1~16.8

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
31	はしかたてんのうせん 橋方天王線	さぬき市寒川町 石田西字東天王 809 番 3 地先	さぬき市寒川町 石田西字東天王 806 番地先	1,163.0	2.4 ~ 11.4
32	うちごえ とうせん 打越 1 号線	さぬき市寒川町 石田西字小倉 3866 番 3 地先	さぬき市寒川町 石田西字打越 2732 番 2 地先	286.0	3.3 ~ 11.4
33	やまだ とうせん 山田 4 号線	さぬき市寒川町 石田西字下山田 2316 番 1 地先	さぬき市寒川町 石田西字下山田 2289 番地先	266.1	3.8 ~ 11.0
34	しもあげうちよこうちせん 下上内横内線	さぬき市寒川町 石田西字上内 1522 番 1 地先	さぬき市寒川町 石田西字横内 乙 66 番 1 地先	1,745.1	3.1 ~ 7.1
35	にいかわゆら せん 新川遊良線	さぬき市寒川町 神前字新川 2080 番地先	さぬき市寒川町 神前字遊良 1917 番 1 地先	1,026.2	2.6 ~ 9.5
36	のま とうせん 野間 2 号線	さぬき市寒川町 神前字南野間 2630 番 1 地先	さぬき市寒川町 神前字南野間 2691 番 2 地先	441.0	2.4 ~ 5.4
37	のま いていぼうわきせん 野間堤防脇線	さぬき市寒川町 神前字北野間 2705 番 1 地先	さぬき市寒川町 神前字脇 3141 番 1 地先	1,802.3	3.0 ~ 10.4
38	のま とうせん 野間 4 号線	さぬき市寒川町 神前字北野間 2733 番地先	さぬき市寒川町 神前字北野間 2783 番地先	372.4	3.9 ~ 5.3
39	わき とうせん 脇 2 号線	さぬき市寒川町 神前字鹿谷 2958 番 1 地先	さぬき市寒川町 神前字鹿谷 3032 番 33 地先	771.1	5.5 ~ 22.2
40	わき とうせん 脇 4 号線	さぬき市寒川町 神前字脇 3310 番 1 地先	さぬき市寒川町 神前字脇 3051 番 5 地先	567.9	3.6 ~ 7.8

番号	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
41	ふないていぼうみやうちせん 船井堤防宮内線	さぬき市寒川町 神前字船井 1370番2地先	さぬき市寒川町 神前字奥 730番1地先	1,507.7	3.0~19.4
42	あめたきこうえんきたせん 雨滝公園北線	さぬき市寒川町 神前字奥 647番3地先	さぬき市寒川町 神前字奥 647番17地先	120.0	7.4~9.1
43	あめたきこうえんひがしせん 雨滝公園東線	さぬき市寒川町 神前字石井 1番地先	さぬき市寒川町 神前字奥 647番3地先	193.2	4.6~25.3
44	やまさき 4 号せん 山崎4号線	さぬき市寒川町 神前字山崎 1676番1地先	さぬき市寒川町 神前字山崎 1524番3地先	749.9	4.0~8.1
45	わき 1 2 号せん 脇12号線	さぬき市寒川町 神前字脇 3134番地先	さぬき市寒川町 神前字脇 3159番1地先	375.4	3.1~6.5
46	やさかまちよこうちせん 八坂町横内線	さぬき市寒川町 石田西字上内 1522番1地先	さぬき市寒川町 石田東字横内 乙66番1地先	1,646.5	5.9~18.7
47	てらお 2 号せん 寺尾2号線	さぬき市寒川町 神前字寺尾 4051番1地先	さぬき市寒川町 神前字寺尾 4091番9地先	490.0	4.7~8.6
48	さんがわつ た せん 寒川津田線	さぬき市寒川町 神前字奥 755番1地先	さぬき市寒川町 神前字奥 647番23地先	1,020.7	7.1~17.8
49	わきなんぼくせん 脇南北線	さぬき市寒川町 神前字脇 3311番3地先	さぬき市寒川町 神前字脇 3052番2地先	561.2	4.1~10.3
50	なんぶいしだにしせん 南部石田西線	さぬき市寒川町 石田西字吉野 2603番3地先	さぬき市寒川町 石田西字上山田 2410番地先	874.7	8.8~17.8

番号	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
51	おといみやにしせん 乙井宮西線	さぬき市造田 乙井字内間 561番1地先	さぬき市造田 宮西字赤渕 475番2地先	2,538.0	8.7~13.1
52	のまだにいかわせん 野間田新川線	さぬき市造田 野間田字東内間 98番1地先	さぬき市造田 野間田字東内間 7番地先	487.6	3.8~9.9
53	ぞうたいしだせん 造田石田線	さぬき市造田 野間田字東内間 156番4地先	さぬき市造田 野間田字池田 375番1地先	619.6	6.8~14.6
54	にいかわせん 新川線	さぬき市造田 乙井字川東 581番4地先	さぬき市造田 乙井字川東 562番4地先	335.4	3.6~13.4
55	てんのうせん 天王線	さぬき市造田 野間田字西内間 190番4地先	さぬき市造田 野間田字東山端 461番地先	806.5	2.2~11.2
56	ほんどおりせん 本通り線	さぬき市 昭和字下屋 3392番地先	さぬき市長尾東 字切ノ川 288番1地先	2,414.9	3.2~14.7
57	どがまふけせん 土釜福家線	さぬき市長尾東 字寺前 1294番1地先	さぬき市長尾東 字土釜 1996番1地先	696.3	4.2~10.8
58	ふくらせん 福良線	さぬき市長尾東 字三ツ池 2350番1地先	さぬき市長尾東 字福良 2639番2地先	1,103.1	2.9~37.0
59	おれんじたうんかんせん オレンジタウン幹線	さぬき市造田 是弘字川北 1420番地先	さぬき市造田 是弘字乙沢福 1651番1地先	1,507.2	9.9~23.7
60	しんほんどおりせん 新本通り線	さぬき市 昭和字中井戸 2625番地先	さぬき市長尾東 字王田新開 1631番1地先	2,462.4	6.9~13.0

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
61	おといのません 乙井野間線	さぬき市造田 乙井字内間 378 番 1 地先	さぬき市造田 宮西字内間 539 番 1 地先	425.4	4.2 ~ 6.8
62	のまだひがしごうせん 野間田東 2 号線	さぬき市造田 野間田字池田 358 番 1 地先	さぬき市造田 野間田字南内間 274 番 1 地先	444.0	4.8 ~ 8.1
63	なんぶながおせん 南部長尾線	さぬき市長尾東 字上ノ池 2462 番 3 地先	さぬき市長尾東 字谷吉 2660 番 9 地先	487.5	8.8 ~ 18.4

議案第 6 4 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり市道の路線を認定することについて、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 6 月 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
1	おくでらじょうほくせん 奥寺城北線	さぬき市寒川町 字奥 755 番 1 地先	さぬき市津田町 津田字西畑 1778 番 2 地先	2,384.5	2.5 ~ 17.8
2	かくれだにむかいせん 隠谷向井線	さぬき市津田町 鶴羽字隠谷 1035 番地先	さぬき市大川町 富田東字東山 1197 番 1 地先	1,116.7	2.7 ~ 20.5
3	しばたにせん 柴谷線	さぬき市大川町 富田中字奥柴谷 587 番 19 地先	さぬき市津田町 津田字御座田 450 番 1 地先	1,333.8	5.2 ~ 53.5
4	あめたきこうえんせん 雨滝公園線	さぬき市津田町 津田字南比与田 1959 番地 1 先	さぬき市大川町 富田中字奥柴谷 583 番 1 地先	3,060.9	4.6 ~ 46.4
5	にばんじょうほくにしせん 二番城北西線	さぬき市鴨部 字南山田 7165 番 1 地先	さぬき市津田町 津田字北比与田 2031 番 1 地先	906.7	4.0 ~ 33.8
6	わきさがしせん 脇坂子線	さぬき市寒川町 神前字脇 3310 番 1 地先	さぬき市鴨部 字池の内 2948 番 1 地先	2,110.9	3.0 ~ 11.2
7	わきなんぼくせん 脇南北線	さぬき市寒川町 神前字脇 3311 番 3 地先	さぬき市鴨部 字坂子 3279 番地先	721.1	4.1 ~ 10.3
8	さがしわきひがしせん 坂子脇東線	さぬき市鴨部 字坂子 3165 番地先	さぬき市寒川町 神前字脇 3169 番 1 地先	948.7	3.1 ~ 7.5
9	にばんてらおせん 二番寺尾線	さぬき市鴨部 字猿橋 7249 番 2 地先	さぬき市寒川町 神前字寺尾 4091 番 9 地先	746.4	5.0 ~ 10.0
10	おれんじたうんかんせん オレンジタウン幹線	さぬき市志度 字鳥打谷 5142 番 1 地先	さぬき市造田 是弘字川北 1420 番 6 地先	1,957.4	9.9 ~ 42.8

番号	路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
11	ひがしすえわきせん 東末脇線	さぬき市末 字東内間 242 番 6 地先	さぬき市寒川町 神前字鹿谷 2958 番 1 地先	1,327.1	2.7 ~ 22.2
12	おおいみやうちせん 大井宮内線	さぬき市大川町 富田西字平碓 3717 番 2 地先	さぬき市寒川町 神前字奥 730 番 1 地先	1,739.8	3.0 ~ 19.4
13	しょうわとみだにしごうせん 昭和富田西 2 号線	さぬき市昭和 字川東 3392 番地先	さぬき市大川町 富田西字平蔵 1375 番 3 地先	5,873.6	2.9 ~ 14.7
14	よしかねやまさきせん 吉金山崎線	さぬき市大川町 富田西字吉金 121 番 1 地先	さぬき市寒川町 神前字山崎 1524 番 3 地先	1,038.6	4.0 ~ 15.6
15	しょうわとみだにしせん 昭和富田西線	さぬき市昭和 字下屋 2625 番地先	さぬき市大川町 富田西字末行 3016 番 6 地先	4,539.6	5.9 ~ 18.7
16	いしだぞうたせん 石田造田線	さぬき市寒川町 石田西字小倉 2900 番地先	さぬき市造田 野間田字東内間 156 番 4 地先	6,434.3	6.8 ~ 15.2
17	のまだにいかわせん 野間田新川線	さぬき市造田 野間田字東内間 98 番 1 地先	さぬき市寒川町 神前字遊良 1848 番 2 地先	1,286.3	5.1 ~ 16.8
18	はしかたのまだひがしせん 橋方野間田東線	さぬき市寒川町 石田西字東天王 808 番 1 地先	さぬき市造田 野間田字東内間 190 番 4 地先	1,963.8	2.4 ~ 11.4
19	あげうちせん 上内線	さぬき市長尾東 字王田新開 1629 番 1 地先	さぬき市寒川町 石田西字上内 1517 番 1 地先	57.2	4.2 ~ 8.0
20	ふくらうちごえせん 福良打越線	さぬき市長尾東 字三ツ池 2350 番 1 地先	さぬき市寒川町 石田西字打越 3727 番 3 地先	1,379.3	2.9 ~ 37.0

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
21	ふけやまだせん 福家山田線	さぬき市長尾東 字寺前 1284 番 1 地先	さぬき市寒川町 石田西字下山田 2316 番 1 地先	972.2	3.8 ~ 11.0
22	のまだゆらせん 野間田遊良線	さぬき市造田 野間田字南内間 274 番 1 地先	さぬき市寒川町 神前字遊良 1917 番 1 地先	1,468.3	2.6 ~ 9.5
23	のまにいわせん 野間新川線	さぬき市寒川町 神前字南野間 2630 番 1 地先	さぬき市造田乙井 字川東 581 番 4 地先	793.5	2.4 ~ 9.9
24	わきみやにしせん 脇宮西線	さぬき市寒川町 神前字脇 3141 番 1 地先	さぬき市造田 宮西字赤渕 475 番 2 地先	4,286.0	3.0 ~ 13.1
25	おといのません 乙井野間線	さぬき市造田 乙井字内間 381 番 1 地先	さぬき市寒川町 神前字北野間 2786 番地先	796.5	3.9 ~ 6.8
26	ふくらおおずせん 福良大末線	さぬき市長尾東 字上ノ池 2462 番 3 地先	さぬき市寒川町 石田西字吉野 2603 番 3 地先	1,358.0	8.8 ~ 18.4
27	こうえんきたせん 公園北線	さぬき市津田町 津田字下川北 2166 番 1 地先	さぬき市津田町 津田字下川北 2250 番 3 地先	392.4	3.2 ~ 11.6
28	なかに とうせん 中谷 4 号線	さぬき市津田町 鶴羽字東良谷 2386 番地先	さぬき市津田町 鶴羽字中谷 2255 番 2 地先	124.7	0.6 ~ 1.8
29	にしまち とうせん 西町 1 3 号線	さぬき市津田町 鶴羽字薬師堂 16 番地先	さぬき市津田町 鶴羽字薬師堂 24 番 1 地先	171.9	2.5 ~ 7.6
30	にしまち とうせん 西町 1 4 号線	さぬき市津田町 鶴羽字薬師堂 24 番 1 地先	さぬき市津田町 鶴羽字薬師堂 2920 番 10 地先	78.2	4.4 ~ 8.4

番号	路線名	起 点	終 点	延長 (m)	幅員 (m)
31	ここの 神野 2 7号線 ごうせん	さぬき市津田町 津田字琴林 88 番 1 地先	さぬき市津田町 津田字琴林 88 番 1 地先	216.6	2.7 ~ 4.3
32	きたはら 北原 2 号線 ごうせん	さぬき市津田町 津田字汐田 2576 番 1 地先	さぬき市津田町 津田字汐田 2571 番 184 地先	334.4	3.1 ~ 5.5

議案第 6 5 号

新たに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、本市の区域内に新たに生じた次の土地について確認したいので、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 6 月 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

（土地の表示）

さぬき市鴨庄字西泊 3 8 0 2 の 2、3 8 0 7 の 2 及び鴨庄字東泊 3 8 0 9 の 3 並びにこれらの区域に隣接する道路である市有地地先の公有水面埋立地 5 , 5 9 8 . 7 4 平方メートル

議案第 6 6 号

新たに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定に基づき、本市の区域内に新たに生じた次の土地について確認したいので、議会の議決を求める。

平成 2 4 年 6 月 7 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

（土地の表示）

さぬき市鴨庄字東泊 3 8 0 9 の 3、3 8 0 9 の 5、3 8 1 1、3 8 1 2 の 1、3 8 1 5 の 1、3 8 1 5 の 2、3 8 3 3 の 3、3 8 3 5 の 1、3 8 3 5 の 2、3 8 5 7 の 1、3 8 5 7 の 2、3 8 5 7 の 4、3 8 5 7 の 5 及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地地先の公有水面埋立地 5 , 7 1 2 . 9 7 平方メートル

議案第67号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、字の区域を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成24年6月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

さぬき市鴨庄字西泊に編入する区域

新たに生じた土地
さぬき市鴨庄字西泊3802の2、3807の2及び鴨庄字東泊3809の3並びにこれらの区域に隣接する道路である市有地地先の公有水面埋立地5,598.74平方メートル

議案第68号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、字の区域を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成24年6月7日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

さぬき市鴨庄字東泊に編入する区域

新たに生じた土地
さぬき市鴨庄字東泊3809の3、3809の5、3811、3812の1、3815の1、3815の2、3833の3、3835の1、3835の2、3857の1、3857の2、3857の4、3857の5及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地地先の公有水面埋立地 5,712.97平方メートル